

高松市建築物における駐車場施設の附置に関する条例（抜粋）

○駐車施設の附置義務台数の算定

	建築物の用途					
	建築物の全部を特定用途* ¹ に供するもの		特定用途及び非特定用途* ² を有するもの		建築物の全部を非特定用途に供するもの	
	対象となる延べ面積* ³ の規模	附置義務台数の算定基準	対象となる延べ面積の規模	附置義務台数の算定基準	対象となる延べ面積の規模	附置義務台数の算定基準
駐 車 場 施 設 の 附 置 基準 (条例第3条)	延べ面積が2,000㎡を超えるもの	・ 共同住宅以外 (延べ面積-2,000)÷600 →切上げ台数 ・ 共同住宅 (延べ面積-2,000)÷800 →切上げ台数	① 延べ面積が3,000㎡を超えるもの ② 特定部分の延べ面積が2,000㎡を超えるもの	① (延べ面積-3,000)÷800 →切上げ台数 ② (特定部分の延べ面積-2,000)÷600 →切上げ台数 ①、②を比較して多い台数	延べ面積が3,000㎡を超えるもの	(延べ面積-3,000㎡)÷800㎡ →切上げ台数
荷 さ ば き 駐 車 施 設 の 附 置 基準 (条例第3条の2)	特定部分* ⁴ の延べ面積が2,000㎡を超えるもの	A	延べ面積÷3,000…㉗ (共同住宅にあっては、特定部分の延べ面積が2,000㎡及び戸数が50戸を超えるもの)	㉗+㉘+㉙+㉚+㉛ →切上げ台数		
		B				
		C				
		D				
	特定部分の延べ面積が2,000㎡及び戸数が50戸を超えるもの	共同住宅 戸数÷100…㉜	㉗+㉘+㉙+㉚+㉛ →切上げ台数			
特定用途* ¹ : 条例第2条（2）に規定する建築物 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅 非特定用途* ² : 特定用途以外の用途 例) 診療所、介護老人保健施設(19床以下)、老人ホーム等 延べ面積* ³ : 駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む 特定部分* ⁴ : 特定用途に供する部分のある建築物で、特定用途に供する部分 A : 百貨店その他の店舗の用途に供する部分 B : 事務所の用途に供する部分 C : 倉庫の用途に供する部分 D : 特定用途（A、B、C、共同住宅を除く。）に供する部分						

※荷さばき用駐車施設については、特定部分の延べ面積が6,000㎡未満の場合、附置台数を低減（条例第3条第2項）

※荷さばき用駐車施設の台数については、附置義務台数に含むことが可能（条例第3条第3項）

※大規模な事務所（床面積が10,000㎡超）については、面積の低減の特例あり（条例第4条）

※大規模な共同住宅（個数が400戸超）については、戸数の低減の特例あり（条例第4条の2）

※増築又は用途変更の場合は、増築又は用途変更後の建築物を新築した場合の附置義務台数から、増築又は用途変更前の建築物を新築した場合の附置義務台数を減じた台数を附置（条例第5条）

※令和8年4月1日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手したものについては、改正後の条例第3条の2、並びに第7条第2項及び第3項の規定を適用しない経過措置あり。

○条例による駐車施設の規模（条例第7条）

	駐車施設1台あたりの規模
駐車施設	【小型車用】幅2.3m以上×奥行5.0m以上 ただし、附置義務台数×0.3（切上げ台数）は、 【普通車用】幅2.5m以上×奥行6.0m以上、 その内、【車椅子利用者用】として、少なくとも、次の区分に応じた台数は、 1. 附置義務台数（N）≦200の場合 N×2÷100（切上げ台数） 2. 附置義務台数（N）>200の場合 N×1÷100（切上げ台数）+2 幅3.5m以上×奥行6.0m以上×有効高さ2.3m以上（条例第7条第2項）
荷さばき駐車施設	幅3.0m以上×奥行7.7m以上×有効高さ3.2m以上（条例第7条第3項）

※共同住宅において、附置しなければならない荷さばき駐車施設について、駐車施設の規模の軽減あり（条例第7条第4項）

※駐車施設の規模において、国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有する特殊の装置を用いる場合の特例あり。（条例第7条第5項）